

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年6月5日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	赤澤厚君	副委員長	池神哲子君
	清水正二君		米山昇君
	坂本一之君		山本英俊君
	藤原正夫君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（11名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	滝川美幸君		五味武彦君
	金丸寛君		小澤重則君
	斉藤芳夫君		山本今朝雄君
	三浦進吾君		内藤久歳君
	保坂芳子君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	武川訓君	上下水道部長	今村親弘君
建設課長	岩下和也君	都市計画課長	飯室崇君
農林振興課長	興石春樹君	商工観光課長	花輪正純君
上水道課長	花田茂美君	下水道課長	飯沼覚君
敷島支所 地域課長	下笹俊彦君	双葉支所 地域課長	齊藤一己君
建設総務係長	新海順一君	建設管理係長	飯沼源治君

建設土木係長	小林 信生 君	建築開発係長	名取 晶子 君
まちづくり 推進係長	坂本 一彦 君	整備係長	中澤 一昭 君
緑化推進係長	篠原 千里 君	農林総務係長	小林 一三 君
農林振興係長	保坂 義実 君	農林土木係長	寺島 信 君
農業委員会 事務局 庶務係長	大久保 幹夫 君	商工労働係長	三井 美樹 君
観光交流係長	佐野 勝馬 君	上水道総務 係長	二宮 仁 君
施設管理係長	水川 良一 君	工務係長	小宮山 厚 君
下水道総務 係長	小松 利也 君	建設管理係長	芳賀 康貴 君
敷島支所 環境土木係長	長田 茂 君	双葉支所 環境土木係長	根津 秀樹 君

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村 宗和	書	記	山岡 広司	
書	記	石原 大助	書	記	松井 恵美

#### 内容

- 1 甲斐市景観計画の素案概要について
- 2 甲斐市橋の長寿命化修繕計画の概要について
- 3 甲斐市営住宅長寿命化計画の概要について
- 4 甲斐市住宅マスタープラン（改訂）の概要について
- 5 その他

開会 午後 1時30分

○委員長（赤澤 厚君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（赤澤 厚君） 本日の委員会は、新しい委員会構成での初めての委員会であり、また、4月の人事異動により職員もかわっておりますので、初めに職員の自己紹介を行い、その後、本年度の主要事業及び担当業務の説明、報告を受けたいと思います。

なお、本日は委員外委員の傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。質問は委員の質問を受けた後、傍聴議員の質問を受けたいと思います。傍聴議員の質問は、さきに申し合わせのとおり各派の割り当ての人数により質問は1回とし、再質問は1回までといたします。

それでは、初めに、上下水道部、今村部長より上水道、下水道の順に自己紹介をお願いいたします。

今村部長。

○上下水道部長（今村親弘君） ご苦労さまでございます。上下水道部長の今村と言います。よろしく願いいたします。

○上水道課長（花田茂美君） 引き続きまして、上下水道課長の花田と申します。おかげさまで今年度で2年目の務めとなります。よろしく願いいたします。

○上水道総務係長（二宮 仁君） 上水道課上水道総務係の二宮と申します。よろしく願いいたします。

○施設管理係長（水川良一君） 上水道課施設管理管理係、水川と申します。よろしく願いいたします。

○工務係長（小宮山 厚君） 上水道課工務係、小宮山と申します。よろしく願いいたします。

○下水道課長（飯沼 覚君） 下水道課長の飯沼です。よろしく願いいたします。

○下水道総務係長（小松利也君） 下水道課下水道総務係、小松と申します。よろしく願いいたします。

○建設管理係長（芳賀康貴君） 下水道課建設管理係の芳賀と言います。よろしくお願ひします。

○委員長（赤澤 厚君） 次に、上下水道部の平成26年度主要事業の概要について、今村部長より説明を受けたいと思います。

今村上下水道部長。

○上下水道部長（今村親弘君） それでは、上下水道部の平成26年度の主要事業等につきましてご説明を申し上げます。

お手持ちの平成26年度予算審議資料の17ページをお願いをしたいと思います。

まず、下水道課が所管をいたします事業でございますが、地域し尿処理施設特別会計繰出金につきましては、敷島台団地及び松島団地の地域し尿処理施設にかかわります経費でございます。農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、寺平地区の農業集落排水事業にかかわります経費。下水道事業特別会計繰出金につきましては、下水道事業の整備にかかわります経費につきまして、それぞれの特別会計へ繰出金として繰り出すものでございます。

上水道課が所管をいたします事業でございますが、水道企業会計によります水道事業の運営のほか、簡易水道事業特別会計繰出金として、敷島地区の北部山間地、清川、睦沢、吉沢地区でございますが、この地域への水の供給にかかわります経費につきまして、特別会計へ繰出金として繰り出すものでございます。

なお、各特別会計の予算内容につきましては、予算審議資料の36ページから39ページに掲載がしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

それでは、資料はございませんけれども、各課におけます事業の概要につきまして説明をさせていただきますと思ひます。

まず、上水道課で取り組んでおります水道事業につきましては、市民の皆様へ安全で安心な水を安定的に給水するため、水道ビジョンに基づきまして施設の耐震化や設備の更新など、計画的に事業展開を図っているところでございます。

平成26年度の主要な事業といたしましては、まず、第2期の水道ビジョンの策定でありまますが、今年度と来年度2カ年の継続事業として市の総合計画に当たります、第2期の水道ビジョンの策定を進めてまいります。現行の水道ビジョンが平成27年度で終了することとございますので、28年度から平成35年度までの8カ年の計画といたしまして、これからの水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策、工程等を示すビジョンとしてまとめてまいりたいと考えておりまして、今年度は主に過去のデータの収集や分析、策定

方針及び構成等を定めていく予定でございます。

次に、基幹管路等の耐震化についてでございますが、平成20年度から優先的に地震災害への対策といたしまして、水源から配水池、指定避難場所へつなぐ管路の耐震化を進めておりまして、今年度におきましては竜王、双葉地区合わせまして7カ所、2,850メートルの布設がえを実施する予定でございます。

次に、遠方監視システムの統合についてでございますが、遠方監視システム、いわゆるテレメーターでございますが、こちらにつきましては配水池の水位や配水水量などを収集管理するシステムとなっておりますが、現行のシステムにつきましては、竜王、双葉地区、それぞれ違うシステムで運用をしておりますので、管理業務の効率化を図るということを目的といたしまして、このシステムの統合を図ってまいりたいと考えております。

以上、主要事業等、ご説明を申し上げましたが、水道会計におきましては水需要の低迷に加えまして、ルネサスの撤退も想定されるなど、水道事業を取り巻く環境につきましては大変厳しい状況でございます。このような状況でございますので、財政計画を定める中、水道事業の適切な事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、下水道課で取り組んでおります公共下水道事業の概要でございますが、当初の下水道の事業認可につきましては、昭和61年に全体計画面積1,776.3ヘクタールで事業に取り組んできたところでございまして、平成5年には一部の供用開始をしたところでございまして、平成25年度末の整備状況につきましては、全体計画面積が1,776.3ヘクタールに対しまして、整備済み面積が1,157ヘクタールでございます。整備率につきましては65.1%となっている状況でございます。

平成26年度の下水道事業の概要でございますが、本年度の整備面積につきましては、12ヘクタールを予定をしております、管渠の布設工事につきましては12路線、整備延長3.5キロメートルを計画しているところでございまして、平成26年度末の整備率といたしましては65.8%とすることになっております。

また、下水道事業特別会計の健全な財政運営を図るためには、下水道の使用料収入による財源の確保が重要でございまして、このため今年度、新規の事業といたしまして、管工事組合などの関係機関に協力をいただく中で、接続率の向上を図るということを目的に下水道接続推進事業として取り組むことといたしております。

次に、事業認可区域についてでございますが、現在の事業認可の期間につきましては、本

年度をもって終了するというごさいます。平成27年度から平成31年度までの5カ年の事業計画を県などの関係機関と協議を重ねまして、変更の認可計画を策定する予定でございいます。

以上、主要事業等につきましてご説明申し上げましたが、平成26年度の下水道事業特別会計予算におきましては、一般会計からの繰入金全体予算の52.7%を占めるという状況でございいます。下水道の使用料など、自主財源の確保につきましては、今後もなお一層努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひいます。

以上で上下水道部の平成26年度主要事業等につきましての説明を終わりますが、担当業務につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いをしたいと思ひいます。

以上でございいます。

○委員長（赤澤 厚君） ありがとうございます。

続いて、上水道及び下水道のほかの担当業務について、それぞれ課長から説明を受けたいと思ひいます。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） お疲れさまでございいます。

それでは、私のほうから上水道課の事務分掌の概要についてご説明を申し上げたいと思ひいます。

お手元にごさいます職員配置と担当業務早わかり表、黄色い、こちらになります。こちらのまず38ページをお開き願ひたいと思ひいます。38ページになります。よろしいでしょうか。

まず、当上水道課は3係、課長以下12名の体制で、係ごとの職員数は上水道総務係4名、施設管理係3名、工務係4名となっております。あと、事務所の2階に水道施設の運転管理を委託する株式会社ウォーターエージェンシーの社員が2名、1階には水道料金の徴収や窓口業務を委託しておりますフジ地中情報株式会社の社員が8名おります。このほか、フジ地中情報が任用しております量水器の検針員が20名おります。

それでは、担当する業務でございいますが、まず、上水道総務係は課の予算、決算、水道料金の調定及び収納などの財務管理のほか、部長の説明にもございしましたが、市で申せば総合計画に当たります水道ビジョンの企画、立案、また、水道審議会の運営などを担当しております。今年度は新たな水道ビジョンの策定に加え、新会計制度運用の初年度として忙しい年

になります。

次に、施設管理係では、上水道並びに簡易水道施設の管理をメインに設備等の維持や配水管の漏水修繕、また、簡易水道の使用料の徴収業務を担当しております。今年度は新たな水道ビジョンの策定も勘案する中で、双葉地区5カ所と吉沢地区の配水池2カ所の耐震診断のほか、遠方監視システム、いわゆるテレメーターになりますが、の統合を含めた設備の更新など、12件の工事の実施を予定しているところでございます。

次に、工務係になりますが、主に耐震対策としての配水管布設がえをメインに、県や市からの受託工事の設計、施工、開発に伴う給水協議などを担当しております。今年度は基幹管路等の耐震化、下水道工事に合わせての布設がえなどで合計23件の工事の実施を予定しているところでございます。

以上であります。

○委員長（赤澤 厚君） ありがとうございます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまです。

それでは、下水道課の業務について説明いたします。

39ページ、1枚めくっていただきまして、黄色の冊子のほうです。

主な担当業務の関係です。下水道課では、現在私を含めまして2係、9人体制で3つの特別会計の業務を行っております。主な内容は、下水道事業でございます。

係ごとで、まず、下水道総務係でございますが、3人体制で課内の庶務及び予算、決算等の業務を行っております。

主な業務でございますが、右側でございます下水道事業の計画調整、認可等でございます。先ほど部長のほうの説明がありましたが、現認可が26年度、本年度で終わるということで、来年度からの5カ年計画、新たに認可を取り直すということが必要になってまいります。そのため、現在県と変更協議の関係を進めているところでございます。

あと、1つ飛んで下水道の使用料でございます。これにつきましては、竜王、双葉分につきましては甲斐市の水道事務所のほう、あと敷島分については甲府市上下水道局のほうに徴収委託のほうをお願いしているところでございます。

受益者負担金でございます。これについては供用開始されましたときに対しまして、平米当たり310円をお願いをしているという内容のものでございます。これは建設費の一部に充当してございます。1年を4期、5年で20回、分割払いをお願いしているところでござい

ます。ちなみに、これについては一括の場合は報奨金が出るという制度もございます。

あと、1つ飛びまして、釜無川流域下水道の関連雨量でございます。現在7市町で構成されておりまして、甲斐市も当然その中に入っておるわけですが、週末処理場については、富士川長澤でございます。

あと、以下、その3特別会計、この中で地域し尿につきましては、敷島台団地320戸、松島団地287戸、あと予算には入っておりませんが、双葉登美団地がございますが、地元の自治会のほうに指定管理ということでお願いしてございます。あと、農業集落排水事業でございます。寺平地区、吉沢です。37戸、104人でございます。

次に、建設管理係、5人体制で行っております。建設担当と管理担当分かれております。

一番上の施設の維持管理、主にはマンホールポンプ22カ所でございます。この関係でございます。あと、排水設備工事の指定店、現在265社登録されてございます。あと、宅内排水設備の工事関係でございます。昨年度539件申請がございました。

あと、未接続世帯の調査、指導、戸別訪問370戸ほど行っております。本年度につきましては、先ほど部長のほうから説明ありましたが、接続率の向上をメインということで、課としての重点的な課題として取り組んでございます。

あと、工事関係でございます。本年度は3.5キロメートル、整備面積12ヘクタールでございます。国のほうの補助金交付決定を待っておるところでございますが、これがおり次第、順次発注をする予定でございます。あと、開発行為等もございます。あと申請が39件ございました。地域し尿処理施設の管理運営でございます。あと、農業集落排水施設の維持管理、このような業務を行っております。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） ありがとうございます。

主要事業及び担当業務の説明については質疑は省略させていただきます。

次に、上下水道部から、その他の報告がありましたらお願いいたします。

ありますか。ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 次に、委員より上下水道部関係に特にお聞きしたいことがありましたら、お願いをいたします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕



○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、上下水道部並びにその他を終了させていただきます。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○委員長（赤澤 厚君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、建設産業部、武川部長、商工観光課、敷島・双葉支所の各地域の順に自己紹介をお願いいたします。

武川部長。

○建設産業部長（武川 訓君） どうもご苦労さまです。建設産業部長の武川です。よろしくお願いをいたします。

○商工観光課長（花輪正純君） 商工観光課長の花輪です。よろしくお願いいたします。

○商工労働係長（三井美樹君） 商工観光課商工労働係係長の三井と申します。よろしくお願いをいたします。

○観光交流係長（佐野勝馬君） 商工観光課観光交流係、佐野と申します。よろしくお願いをいたします。

○（敷島支所）地域課長（下笹俊彦君） こんにちは。4月1日付で新たに敷島支所地域課長を命じられました下笹と申します。よろしくお願いをいたします。

○（敷島支所）環境土木係長（長田 茂君） 敷島支所地域課環境土木係の係長の長田でございます。よろしくお願いをいたします。

○（双葉支所）地域課長（齊藤一己君） 4月1日の人事異動によりまして双葉支所地域課長を命ぜられました齊藤と申します。よろしくお願いをいたします。

○（双葉支所）環境土木係長（根津秀樹君） 双葉支所地域課環境土木係、根津と申します。よろしくお願いをいたします。

○委員長（赤澤 厚君） ひとつよろしくお願いをいたします。

続いて、建設産業部の主要事業の概要について、武川部長より説明を受けたいと思います。  
武川部長。

○建設産業部長（武川 訓君） それでは、建設産業部の各課の主要事業の概要につきましてご説明をさせていただきます。

建設産業部につきましては、建設課、都市計画課、商工観光課、農林振興課の4課で業務を行っております。

まず初めに、本年度の当初予算案について説明をさせていただきますので、審議資料の5ページをお願いいたします。

5ページの下の方に目的別の歳出、円グラフがありますが、それにより説明させていただきます。

まず、建設課と、そして、都市計画課に係ります土木費の予算額につきましては32億7,803万2,000円を計上をさせていただいております。次に、農林振興課につきましては、農林水産業費として4億2,339万6,000円を計上をさせていただいております。また、商工観光課につきましては、商工費及び労働費といたしまして、合計で1億3,183万7,000円を計上しており、建設産業分の全体予算といたしましては38億3,326万5,000円で、これが一般会計の約16%を占めております。

それでは、主要事業につきましてご説明をさせていただきます。

まず、建設課であります。予算審議資料の9ページをお願いをしたいと思います。

まず、都市機能の充実したまちづくりということで、道路の維持管理事業、維持改良事業、舗装事業、新設改良事業があり、これらの道路整備につきましては、自治会からの要望などを取り入れた中で、引き続き整備を行っていくものでございます。

次に、上から4行目です。土木総務事業であります。市内の3カ所、敷島2カ所、双葉1カ所ですが、急傾斜地崩壊対策事業負担金、これ県への負担金となりますが、また、木造住宅の耐震改修に対しまして、引き続き補助をしてまいる予定でございます。

次に、下から5行目になります。橋梁長寿命推進事業につきましては、25年度に作成されました橋梁長寿命化修繕実施計画に基づきまして、橋梁の修繕等を行ってまいる予定でございます。

次に、18ページをお願いをしたいと思います。

18ページの上から3行目になりますが、安全で快適に暮らせるまちづくりといたしまして、河川維持事業、河川の改修事業におきましても、先ほどの道路整備事業同様、自治会からの要望などを取り入れながら、引き続き整備、維持管理を行ってまいる予定でございます。

また、その次の市営住宅関係につきましては、市営住宅の維持管理、また、冷間団地の再

開発事業といたしまして、市営住宅の建築等を行ってまいっております。市営住宅の建築につきましては、6月の定例会におきまして契約についてのご提案をさせていただき予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上が建設課の主要事業の概要となっております。

次に、都市計画課でございます。9ページに、すみません、戻っていただきまして、下から4行目からになります。

都市計画書につきましては、昨年度、甲府都市計画区域、これ竜王地区と双葉地区になりますが、用途の見直しを行ったところでございます。本年度につきましては、双葉地区が入ります韮崎の都市計画区域の見直しを今年度、来年度の2年計画で行ってまいる予定でございます。また、継続事業としまして、景観計画の策定業務を引き続き実施をしております。

次に、塩崎駅周辺整備事業につきましては、本年度、駅舎を含む駅施設等が完成をする予定でございます。引き続き、南北広場、アンダーガードの拡幅等の整備を行ってまいります。

その次のまちづくり推進事業につきましては、国の社会資本総合交付金を受けるために新規の竜王地区と敷島・双葉地区のそれぞれの都市再生整備計画を策定を予定しております。

次に、幹線道路整備事業につきましては、防災安全対策事業としまして、南小学校・落合冷間線の整備を行ってまいる予定でございます。

次に、17、18をお願いしたいと思います。

一番下の段になります。都市公園、市立公園、各地区にあります開発公園の維持管理事業、また、緑化推進事業につきましては、花と緑あふれるまちづくりの推進を引き続き行ってまいります。

以上が都市計画課の主要事業となります。

次に、農林振興課の主要事業の概要であります。

16ページですね、戻っていただきまして、活気にあふれるまちづくりにつきましては、耕作放棄地の解消、農地の遊休化防止事業対策といたしまして、トマト、サツマイモ、アスパラ等の栽培の竜王赤坂地区活性化事業、また、中山間地域等の直接支払事業を実施いたしまして、耕作放棄地等の解消に取り組んでまいる予定でございます。

次に、地産地消事業につきましては、農家や農業団体などと連携をいたしまして、新鮮で安全な農産物の地産地消、また、特産物の産地づくりを支援し、地域の活性化を図ってまいる予定でございます。

次に、土地改良事業につきましては、引き続き農道及び水路の整備を行ってまいります。

また、県営土地改良事業としましては、県営広域営農団地道路整備事業として、現在整備を進めております茅ヶ岳広域農道の整備、また、敷島地区で行っております県営中山間地域整備事業など、これらの整備に対しまして負担金を支出しておりますので、早期の完成を目指しているところでございます。

次に、中北部活性化事業であります、梅の里クラインガルテンを中心に敷島地区中北部の活性化を図っていく予定でございます。

次に、松くい虫防除対策事業であります、松くい虫による松枯れの被害の拡大を防ぐために被害木を伐採、また薬剤処理をしているところであります、引き続きこの事業についても行ってまいりたいと考えております。

以上が農林振興課の主要事業となっております。

続きまして、商工観光課の主要事業になります。

同じ16ページの下から5行目になります。

初めに、商工振興事業としましては、商工業の振興を図ることを目的といたしまして、商工会への支援を初め、小規模企業者、経営改善資金の緊急対策利子補給制度の利用促進、また、企業立地支援条例に基づきまして、市内の事業所等を新設する事業者への奨励措置を行うことにより、企業立地の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光推進事業につきましては、甲斐市の観光振興を図るため、各種イベントへの参加による観光PRを行うほか、引き続き市内観光巡回バスの運行、味覚探訪ツアーの実施や甲斐市小さな旅のコースを活用したフットパスの開催等により、集客に努めてまいる予定でございます。

観光イベント事業につきましては、今後わくわくフェスタ、第2回学問祭などを開催してまいります。

そのほか、峡中広域シルバー人材センターの助成も引き続き行っていく予定でございます。

これで商工観光課の主要事業の概要となります。

以上で建設産業部の4課の主要事業でありますので、それぞれ担当業務につきましては、各課長が説明をいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） ありがとうございました。

続いて、商工観光課及び各支所地域課の担当業務について、それぞれの課長から説明を受けたいと思います。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） それでは、商工観光課の担当業務についてご説明いたします。

担当配置と主な担当業務の37ページをお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、まず、職員体制、商工観光課は商工労働係と観光交流係の2係です。職員数は商工労働係が職員2名、臨時職員1名、観光交流係が3名の職員体制でございます。

担当業務につきましては、商工労働係の業務は商工業施策の調査研究、商工業の振興、整備、商工業団体関係については商工会の育成と、その活動に対して補助金により支援を行っています。これまでに商店街活力再生事業により、玉幡地区や竜南地区の商店街の街路灯を改修いたしました。

労働者行政につきましては、市民や勤労者への福利厚生事業として、海の家、山の家の保養施設の利用、促進を行っております。また、勤労者生活安定資金貸付金により、中央労働金庫預託金利子生活安定資金の貸付金事業により、勤労者の生活支援を行っております。

商工企業につきましては、国が指定している業種を対象に、景気等の悪化により経営に支障を来している中小企業に対する融資制度でありますセーフティネットの保証制度の認定業務を担当しております。また、市では、小規模企業経営改善資金緊急対策利子補給事業により、市内の小規模事業者を支援しているところです。

次に、サテライト双葉関係につきましては、サテライト双葉及びミニポートピア、オートレース、ジョイホース双葉の公営4競技の場外売り場の売り上げに対する市への負担金収入の管理を担当しております。

次に、シルバー人材センターにつきましては、中央市、昭和町とともに峡中広域シルバー人材センターに対して補助金を交付し、高齢者の就労を支援しているところです。担当施設は、勤労青少年ホームと働く婦人の施設の維持管理と各施設で開催しております教養講座を担当しております。

次に、観光交流係の業務につきましては、観光振興、観光施設の維持管理、特産品の紹介、あっせん等につきましては、まず、観光巡回バスや味覚探訪ツアーバスの運行により、季節の旬の味覚の収穫時期に合わせたバスを運行し、市内のワイナリーや農の駅をめぐるコースで観光情報の発信と観光振興を目的として実施しております。特産品の紹介につきましては、東京、埼玉、静岡などで行われるイベント等に参加し、観光物産のPRを実施しております。また、観光PRにつきましては、観光雑誌、新聞、フリーペーパー等を活用し、観光情報を宣伝しております。

また、本年度は市制10周年記念事業として、現在、甲斐市から見える富士山写真コンテストを実施しています。また、竜王駅につきましては、竜王駅魅力発信協議会と連携し、11月には駅前広場でのミニコンサートやイルミネーション事業を開催する予定であります。観光イベントについては、先ほど部長が説明したとおりです。

最後に、双葉農の駅につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、双葉農の駅企業組合が管理運営しております農の駅を活用し、農産物の販売や収穫体験事業等を実施しているところです。

以上で商工観光課が担当します業務内容の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 敷島支所下笹地域課長。

○（敷島支所）地域課長（下笹俊彦君） それでは、敷島支所の地域課の配置につきまして、資料の6ページに敷島庁舎及び10ページに敷島保健福祉センターの職員配置が掲載されております。

敷島支所地域課におきましては、所属が生活環境部となっておりますが、建設課、農林振興課及び商工観光課など、建設産業部の業務を行っておりますので、本委員会に出席させていただきます。

敷島支所地域課は2係で、保健健康係が5名、敷島保健福祉センターに6名、それから、環境土木係に5名で、私を含めまして17名体制で業務を行っております。

業務内容につきましては、資料の24ページをお開きください。

福祉健康係は、福祉保健の行政サービスにかかわる各種申請の受付、保健福祉センターの管理運営や敷島地区の民生委員児童委員の業務を担当しております。

また、環境土木係は、敷島地区の環境保全と生活環境にかかわる業務、あわせて地区内の市道、農道や水路の維持管理、市営住宅の管理、農林商工にかかわる各種申請の受付業務などを担当しております。

以上が敷島地域課の担当業務となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 双葉支所齊藤地域課長。

○（双葉支所）地域課長（齊藤一己君） お疲れさまです。

それでは、双葉支所地域課の担当業務につきましてご説明させていただきます。

さきに説明のありました敷島支所地域課と重複する部分がございますが、あらかじめご了承くださいと思います。

お手元の早わかり表27ページをごらんいただきたいと思います。

双葉支所地域課は、福祉健康係と環境土木係の2係で構成されております。福祉健康係に4名、それから、環境土木係に4名、それから、本年度より双葉地区の道路維持に係る業務員としまして臨時職員2名を雇用し、私を含め計11名体制で業務を行っております。

初めに、建設経済常任委員会に係る業務を行っております環境土木係についてご説明をさせていただきます。

主な業務といたしましては、双葉地区における農林商工業及び観光に係る振興、また、農林道及び農業用排水路を含みます道路、河川、水路、公園施設のほか、塩崎駅駐輪場の維持管理を行うとともに、地元自治会等からの要望によります小改良工事を行っております。このほか市営住宅の入退居の相談受付及び維持管理、また、上下水道の申請受付や環境保全及び生活環境に係る業務などを行っております。

次に、福祉健康係であります。主に各種福祉サービスに係る相談及び申請受付のほか、妊婦、乳幼児から高齢者に至るまでの保健業務、地区民生児童委員に係る業務のほか、双葉保健福祉センターの運営管理を行っております。

なお、職員配置につきましては7ページをご参照いただきたいと思います。

以上が双葉支所地域課の担当業務であります。

○委員長（赤澤 厚君） ありがとうございます。

主要事業及び担当業務の説明については、質疑は省略させていただきます。

次に、商工観光課からその他の報告がありますので、説明を受けたいと思います。

商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 続きまして、商工観光課から6月の補正予算の提案予定について2件ご報告いたします。

1件目は、5款の労働費の委託料で山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金による県の補助金を財源とし、峡中広域シルバー人材センターに高齢者の就業機会確保事業として事業委託する委託料の補正を予定しております。

もう1件は、7款の観光推進事業費の補正予算です。現在、秘書政策課で市のマスコットキャラクター等について検討していますが、市のマスコットキャラクターが決定し、公表された以降、キャラクターの着ぐるみ等の運用事業については商工観光課が引き継ぐため、市のマスコットキャラクターの着ぐるみを活用し、運用していくために必要な人件費及び委託料等の補正予算をお願いする予定です。

以上で2件の補正予算の提出予定をしておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

定例会の案件でございますので、質疑は省略いたします。

その他報告がありましたらお願いたします。

ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） 次に、委員より商工観光課及び各地域関係で特にお聞きしたいことがありましたら、お願をいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（赤澤 厚君） 質疑なしと認めます。

これで商工観光課及び各地域課、その他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

○委員長（赤澤 厚君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、都市計画課、農林振興課の順に自己紹介をお願いたします。

都市計画課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 都市計画課の課長をしております飯室でございます。よろしくお願いたします。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 都市計画課まちづくり推進係の係長の坂本です。よろしくお願いたします。

○整備係長（中澤一昭君） 整備係、中澤と申します。よろしくお願いたします。

○緑化推進係長（篠原千里君） 都市計画課緑化推進係、篠原と申します。よろしくお願いたします。

○農林振興課長（輿石春樹君） 大変ご苦労さまです。農林振興課長の輿石と言います。こと



しで2年目になります。よろしくお願ひいたします。

○農林総務係長（小林一三君） 農林振興課農林総務係の小林と申します。よろしくお願ひします。

○農林振興係長（保坂義実君） 4月より農林振興係の業務を担当させていただいております保坂と言いますが、よろしくお願ひいたします。

○農林土木係長（寺島 信君） 農林振興課農林土木係の寺島と言います。よろしくお願ひいたします。

○農業委員会事務局庶務係長（大久保幹夫君） 農業委員会庶務係、大久保と言います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤澤 厚君） よろしくお願ひいたします。

続いて、都市計画課及び農林振興課の担当業務について、それぞれ課長から説明を受けたいと思います。

飯室都市計画課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） それでは、都市計画課の業務内容につきまして説明をさせていただきます。

お手元にございます担当業務の窓口早わかり表の34ページをお願ひいたします。

都市計画課につきましては、私を含めて18名の職員体制で業務を行っているところでございます。まちづくり推進係は臨時職員を含めまして5名、整備係が6名、緑化推進係は臨時職員を含めて6名の3つの係で業務を進めているところでございます。

まず、まちづくり推進係でございますが、都市計画マスタープラン、景観計画、道路整備計画等、まちづくり全般に関する業務を行っております。また、都市計画審議会の事務局を持っておりまして、都市計画決定、あるいは変更等の業務、また、社会資本整備総合計画及び交付金の事務を行っているところでございます。

次に、整備係でございますが、都市施設の整備ということで、主要事業であります塩崎駅周辺整備事業に取り組んでいるところでございます。現在、南北の駅舎スロープ工事を行っております、ことしの9月の完成を目指して今、鋭意工事をしているところでございます。

また、可動橋のアンダーガードでございますけれども、夏ごろの着工を目指して現在JRと調整を行っております。また、南口のトイレにつきましては、さきに入札が終わりまして、まもなく着工という運びになっているところでございます。その他、都市公園の建設、幹線道路の建設というのが主な業務でございます。また、国道、県道の整備推進に伴います地域

との調整も整備係が行っているところです。

次に、緑化推進係でございますが、公園及び緑地の維持管理及び公共施設の樹木等の管理を行っております。緑化推進につきましては、花と緑あふれるまちづくりガーデンシティ・甲斐を目指して取り組んでいるところでございます。

以上、都市計画課、3つの係の業務の概要を説明させていただきました。

○委員長（赤澤 厚君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） それでは、農林振興課の業務につきまして説明をさせていただきます。

担当業務の35ページをお願いいたします。

農林振興課につきましては、農林総務係、農林振興係、農林土木係、農業委員会事務局庶務係の4係の組織でございます。職員につきましては21名体制で業務を行っております。

職員の配置、座席でございますけれども、2ページにありますので、後ほどご参照をお願いをしたいと思います。

まず、農林総務係でございますが、職員6名、臨時職員2名、竜王土地改良区職員1名、計9名でございます。

農林総務係につきましては、農業、農村の振興計画及び総合調整を初め、農業振興地域の整備計画、農業団体の育成や地産地消事業等を推進しておりまして、竜王土地改良区の事務局の業務を行っており、農政全般にかかわる業務を農林総務係が担当しております。

次に、農林振興係でございますが、職員3名体制でございます。

主に中山間地域の振興等を推進しておりまして、県営土地改良事業として県が進めている事業であります茅ヶ岳東部広域農道及び菩提地区の農道整備事業、そのほか松くい虫の防除対策事業、農村交流施設ということの中でラインガルテンの管理事業、鳥獣害防止対策事業等を行っており、中山間地域や農業振興にかかわる業務を農林振興係が担当しております。

次に、農林土木係でございますが、職員3名、臨時職員1名、計4名の体制でございます。

主に水利等の基盤整備及び農林道の土木事業の工事等ございまして、地域からの要望に基づきまして農道や水路等の改修の工事ということの中で国の補助金を活用し、土地改良事業全般にわたって業務を農林土木係が担当をしております。

次に、36ページをお願いいたします。

農林振興課の関係施設でございますが、コミュニティホール双葉、それから、双葉集出荷所でございます。こちらにつきましては、指定管理ということの中で梨北農業組合に管理を

委託しております。それから、甲斐敷島梅の里クライナガルテンでございますが、この施設につきましても指定管理ということの中で、ゆうのう敷島に管理を委託しております。

次に、農業委員会事務局の庶務係でございますが、職員3名、臨時職員1名、計4名体制でございます。

農業委員会業務につきましては、農業委員会の事務局を担当しており、農業委員会業務に対する全般的な業務を専任という形の中で行っています。主に毎月開催されます農業委員会総会の開催を初め、選挙人名簿、農業者年金、農地の移動の適正化に関する業務等を庶務係が担当しております。

以上が農林振興課の4系の業務でございます。

なお、先ほど部長のほうから主要事業の説明をさせていただきましたが、私のほうから抜粋して一部事業のほうの説明をさせていただきます。

まず、赤坂地区活性化事業でございます。平成21年度甲斐市竜王赤坂地区活性化協議会を設置をいたしまして、赤坂地区の耕作放棄地の解消と収益性の高い農作物による魅力ある農業の推進を図ることを目的に行っている事業であります。現在、溶液栽培によるトマトの栽培、サツマイモの栽培、アスパラガスの栽培に取り組んでおります。サツマイモ栽培につきましては、黄金千貫を原料とする本格芋焼酎「大弐」の製造に取り組んでおりまして、平成26年産につきましては約3,200本を製造し、約3,000本を販売した状況でございます。本年につきましては黄金千貫の栽培面積をふやして、約5,000本の焼酎「大弐」を製造する計画でございます。

次に、中山間地域等直接支払事業でございますが、この事業は国庫補助事業で、中山間地域における農地の遊休化防止対策として行っているものでございます。中山間地域の農業生産状況が不利な地域で、1ヘクタール以上の一団の農地を集落協定締結により、水路や農道等の共同管理活動を行い、農地の保全に取り組む事業であります。現在18集落が取り組んでおります。

次に、県が行っております県営土地改良事業の県営公益営団地農道整備事業であります。この事業は茅ヶ岳東部広域農道の建設事業で、総事業費約90億円、総延長が8,989メートル、工期としまして平成14年度から平成26年度の事業であり、現在進捗状況は93%程度でございます。現在工事を行っておりますクライナガルテンの東側の亀沢橋手前から県道敷島竜王線の取り付け道路工事につきましては、12月の完成を目標に現在県が工事を進めている状況でございます。

また、本年度、市の事業として予算計上させていただきました広域農道沿線の植栽事業でありますノウゼンカズラ40カ所の植栽につきましては、あす6日から始めさせていただきますので、報告をさせていただきます。

次に、中北部活性化事業であります。この事業は耕作放棄地を利用して市民農園を整備し、都市住民が農業を通して地域住民と交流をし、地域の活性化を図ることを目的に行っている事業であります。

施設の概要であります。管理棟のクラブハウス1棟、休憩施設つき市民農園が50区画、日帰り型の農園25区画となっており、維持管理につきまして指定管理として、ゆうのう敷島に委託をしているものでございます。

以上が農林振興課の担当業務の説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤澤 厚君） ありがとうございます。

次に、農林振興課から、その他の報告がありますので説明を受けたいと思います。

興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） それでは、農林振興課から2件の報告をさせていただきます。

まず、本日お手元に配付をさせていただきました上堰の頭首工の仮復旧工事につきまして説明をさせていただきます。新しい委員さんもいますので、少し経過も入れて説明をさせていただきます。1枚の紙になります。

経過でございますが、竜王土地改良区においては釜無川からの用水取り入れ口として、高岩頭首工、上堰頭首工の2カ所から農業用水を取り入れており、その1つである上堰頭首工が昨年の台風18号及び27号の影響を受け固定堰が崩壊し、取水ができない状態となったことから、平成26年5月31日までの工期で固定堰の仮復旧工事を実施したところでございます。頭首工の復旧工事に当たっては、大規模な改修工事となることが想定され、工事完成まで長い期間を要し、また、予算確保の問題等もあることから、河川管理者である国土交通省より構造物の決壊による河川への影響を回避するため、平成26年6月の取水期までに応急的な復旧工事を行うよう指示を受け、今回、仮復旧工事を実施したものでございます。

仮復旧工事の概要でございますけれども、事業主体は甲斐市でございます。平成25年12月補正で、測量設計業務の委託料、工事費を予算計上させていただきました。12月の議会で議会議決後、測量設計業務の委託を締結をいたしました。明けて26年1月でございます。測量設計業務の成果品が納品ということで、2月に上堰頭首工固定堰仮復旧工事の入札及び工事の発注を行ったところでございます。工期につきましては、平成26年5月末までとい

うことで、工事内容でございますけれども、固定堰には鉄筋コンクリート工ということで、長さが41メートル、高さが3.5メートル、幅が1.8から4.1メートルでございます、護床ブロック187個の据え置き、施行業者は株式会社新光土木、請負金額が3,607万2,000円、平成26年5月に仮復旧工事が完成ということで、予定よりも1週間ほど早く5月23日から取水が開始をいたしまして、現在無事に取水ができていますという状況でございます。

後ろのほうに破損をしたときの状況が上のほうになります。25年9月30日、この状態が下のほうで工事完成後、写真を撮らせていただきました。上のほうのこのちょうど白く見える部分が固定堰で、コンクリートで打った部分です。その前後に護床ブロックを設置をさせていただきました。

じゃ、また、さきのほうへ戻っていただきまして、本復旧工事に向けたスケジュールということで、本復旧工事につきましては事業名が農村地域防災・減災事業を活用する予定であります。この事業につきましては、事業主体が山梨県になります。26年6月、山梨県と本復旧工事に向けた協議を開始いたしまして、27年4月、国への事業認定申請にかかわる調査費、予算を計上と。28年7月、国への事業認定申請、28年9月、事業の採択を見込んでおります。29年4月、測量設計業務の委託料、工事費を予算計上、29年11月に上堰頭首工固定堰の本復旧工事に着手する予定でございます。工期は3カ年の予定でございます。

続きまして、6月に提出をさせていただきます補正予算について報告をさせていただきます。

まず、農業振興費の農業資金事業であります、負担金補助及び交付金を増額補正するものでございます。

事業内容であります、2月の大雪による雪害の緊急対策事業として金融機関から融資を受けた被災農家に対して、県と市で金利2%、それぞれ1%ずつの利子補給を行い、被災農家の負担軽減を図るとともに、被災農家の営農の早期再開と経営の安定化を支援するものでございます。

次に、農業振興費の地産地消事業であります、負担金補助及び交付金を増額補正するものでございます。

事業内容であります、やはり大雪により被害を受けた農家の営農の早期再開と経営の安定化を図るため、被災農家に対しまして被災施設の撤去費用及び施設の再建、修繕に関する費用を補助するものであります。

次に、農業振興費の農地・水・環境保全向上対策事業であります、負担金補助及び交付

金を増額補正するものでございます。

この事業内容であります、農業者と農業者以外の者が活動組織をつくり、導水路の草刈り、清掃等を実施し、農地の保全に取り組む活動に対し、農地・水・保全管理支払交付金として活動組織に補助金を交付する事業であります。

今回この事業が見直され、平成26年4月より「多面的機能支払交付金」と名称が改正し、補助内容がさらにきめ細かな援助を行うというようなことでありますので、活用するものでございます。

次に、中北部活性化事業の中北部活性化事業であります、需用費の修繕料を増額補正するものでございます。

事業内容であります、やはり2月の大雪の被害によりましてクライנגルテンのクラブハウスの屋根の雪どめ及びラウベですけれども、休憩つきの施設でございます。42棟の雨どいが破損し、ラウベについては早期な修繕が必要となることから、予備費とウッドデッキの修繕料を充当して現在、対応させていただいたところでございます。それに伴いまして、修繕費を補うものとクラブハウス屋根の修繕料を補正するものでございます。

以上で補正予算に伴う報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

定例会の案件については質疑を省略します。

定例会以外の報告について委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

次に、傍聴議員の質疑を許します。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） すみません。先ほど何ページだ、これ、都市計画課でもいいですかね、整備のほうで塩崎駅のトイレの工事ということで……

○書記（松井恵美君） ごめんなさい。今の農林振興課のその他について、主要事業と担当業務は質疑は今回は受けませんので。

○委員長（赤澤 厚君） それ以外で傍聴議員の質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より農業振興課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、農林振興課のその他を終了いたします。

ここで一部職員が退室しますので、農林振興課、退室をお願いします。

〔農林振興課職員退室〕

○委員長（赤澤 厚君） それでは、これより次第第4番の内容に入ります。

内容の1番、甲斐市景観計画の素案概要について、担当より説明をお願いいたします。

飯室都市計画課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） どうもお疲れさまでございます。

それでは、引き続き都市計画課から今回、甲斐市の景観計画の素案概要につきましてご説明をさせていただきます。

お手元に資料を用意させていただきましたが、厚いほうの計画素案というものと、その抜粋版、表紙にカラーの写真がついているもの、2種類、本日用意をさせていただいて入るところでございます。

まず最初に、お手元の厚いほうの冊子の2ページをお開きいただきとうございます。

そこに景観計画策定の背景・目的・経緯についてが記載されてございます。

景観計画は、平成16年6月に制定されました国の景観法に基づきまして、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画というふうに位置づけられているところでございます。

甲斐市では、第1次甲斐市総合計画、甲斐市都市計画マスタープラン、甲斐市緑の基本計画の策定を行ってまいりまして、一定の景観形成の方向性は示しているところでございますが、平成23年7月1日に、本市も景観形成団体となりまして、本格的に景観計画の策定、景観条例に制定に向けた取り組みを始めてきました。景観計画につきましては、平成23年度から平成26年度まで4カ年の計画で策定をしております、今年度が最終の年度となるところでございます。

策定の経緯につきましては、平成23年度、24年度に景観計画の策定を行うため、景観行政団体となり、市役所内部、庁内に検討委員会を立ち上げまして、各課に関する計画、資料等の調整を行い、景観特性、課題の整理、景観計画の区域、景観形成方針等の検討、調整等を行ってまいりました。

また、景観に関する理解を深めるため、講演会の開催及び景観計画策定にかかわる市民ア

ンケートの調査を実施いたしました。

次に、景観まちづくり市民懇談会を公募により発足しまして、景観の特性、情報の整理、今後の景観づくりで重視する視点となる課題等の協議を平成24年度にかけて行ってまいりました。景観まちづくりのシンポジウムの開催を平成24年10月に行い、市民懇談会の成果として平成24年10月に市民からの提案書が提出をされました。

その後、計画策定の素案を検討、作成するため、景観計画策定委員会という委員会を設立をいたしまして、庁内の検討会、市民の懇談会における提案等を踏まえて、計画素案の策定を24年度、25年度、2カ年度にわたって行ったところでございます。

今年度、景観策定委員会で策定しました素案をもとに、議員の皆様方のご意見、また、今現在パブリックコメントを求めていますので、市民の皆様からのご意見、また、都市計画審議会、県など関係機関と協議を進めて、景観法の運用指針に基づき景観審議会を設置し、最終的な意見調整を行って条例の制定並びに計画を完成する予定でございます。

本日、素案の内容につきまして細かい内容につきましては、まちづくり推進係の坂本係長のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 大変ご苦労さまです。

それでは、景観計画の素案概要につきまして説明させていただきます。

概要につきまして、先ほど課長の説明にありましたとおり、お手元の抜粋版のほうで説明のほう進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法で定める法定事項だけではなく、市独自で定める任意事項も含めて大きく5つの内容で構成しております。

抜粋版の表紙のところ、下の欄に1章から5章までございますけれども、この5つの内容で構成しております。この抜粋版のほう、1ページをめくっていただきたいと思っております。

第1章、ここでは現況調査によります甲斐市の景観の特性と、これまで市民から寄せられてきました意見等を踏まえて、今後の課題をまとめております。

景観の特性につきましては、大きく2点に分類しまして、甲斐市らしさを感じさせる景観と暮らしの営みが映し出す身近な景観に整理しております。

1ページ、2の下の欄のほうの2ですが、今後の課題につきましては、（1）「甲斐市の風土を慈しみ、尊ぶこと」から、（6）の「景観への関心を高め、協働による景観づくりの仕組みをつくること」までの6項目としております。



素案の原本、先ほどの厚い97ページのものでは、5ページから23ページにわたって、この内容を詳細に分析、位置づけ、整理しておりますので、後ほどごらんになっていただきたいと思えます。

次に、抜粋版の2ページになりますが、第2章、景観まちづくり方針につきましては、このさっきの第1章の計画の特性と課題を踏まえ、景観まちづくりの基本理念、目標、基本方針を定めております。この基本理念や目標の設定に当たりましては、アンケート調査の結果、市民懇談会から提案された市民プランの内容を大きく反映したものとなっております。

まず、基本理念であります。これは、甲斐市らしい良質な景観を将来つなげていくという視点に立ちまして、その基本理念として「風土と歴史を尊び、交流と協働で育む『新・百年の景』」と定めております。

この基本理念に基づきまして、景観まちづくりを進めるための目標として、次の3項目を明示しております。

1項目め「甲斐市の歴史や風土に根ざした景観まちづくり」、2項目め「おもてなしを感じさせ、地域の活力を生み出す景観まちづくり」、3項目め「多くの知恵と創意を結集し、みんなで育てる協働の景観まちづくり」であります。

この基本理念と目標を、また、第1章での課題等も含めまして、これらの今後の指針となる基本方針として、次の1)「優れた眺望景観を守り、生かす」から7)の「親しみのもてる暮らしの景観を育てる」の7点について基本方針として設定しております。

第1章に引き続きまして、この第2章につきましても、素案の原本のほうでは24ページから53ページまでと30ページにわたって、この理念、目標、方針の実現をさせるための具体的な取り組み方針、また、具体的な方策、その対象の施設、対象物等を整理しております。

続きまして、抜粋版3ページをお開き願います。

第3章、良好な景観形成のための行為の制限であります。

良好な景観形成を誘導するために、市の全域を4つの景観形成地域に区分しまして、地域ごとに建築物に関する一定のルール、届け出の対象行為等、その届け出を判断する景観形成基準を定め、この基準に適合しない開発、建築行為等を制限することとしております。

4つの地域につきましては、3ページの中ほど、色分けをさせていただきますが、上の欄から、本市北部の茅ヶ岳、曲岳等から山麓に広がる山と森林の地域を森林景観形成地域。

次に、亀沢川や荒川沿いの谷筋の集落や棚田など、山間に点在する農山村集落地域を北部山間景観形成地域。

次に、茅ヶ岳山麓や赤坂台周辺、釜無川沿いなどに広がります農業集落地域を田園居住景観形成地域。

4番目といたしまして、これら地域以外の市南部や既存の市街地を市街地景観形成地域と区分しております。

計画では、この4つの景観形成地域ごとに、それぞれの届け出の対象行為と景観の形成基準を定めております。

周辺の景観に大きな影響があると考えられる一定規模以上の建築物や新築、増改築、土地の改変などに対する行為について届け出の対象行為としまして、それらの行為別に、景観形成上配慮すべき事項を景観形成基準として設けております。

4ページ、上のほうに、先ほど説明しました4つの地域の区域区分の概要図を示しております。ちょっと図が小さいですが、素案の原本のほうは56ページのほうに大きな図がありますので、あわせてご参照願いたいと思います。

4ページの下図は、これらの行為の制限事項によります手続の流れを示しております。

計画で定める届け出対象が、それぞれの景観形成基準に適合しているかを審査いたしまして、不適合なものについては勧告を行うという流れを明示しております。

抜粋版の5ページをお開き願います。

今、説明しました地域別の届け出行為を素案から抜粋しまして一覧にしたものが、こちらの5ページになります。

具体的に、一例だけちょっと説明をさせていただきますと、この届出対象行為の一覧表の左側のほうに、左側の欄に、行為の種類がそれぞれ明示してあります。建築物、工作物、開発の行為等で、建築物の中には、それぞれ新築、改築、また外観の様相がえ等に区分をしておるわけですが、この一番左の行為の種類は建築物、一番上の「新築、改築、増築若しくは移転」という欄の右のほうに移っていただきますと、森林の景観形成地域、北部山間、田園居住の3つの地域につきましては、行為のその新築、改築等の行為の床面積が10平米を超えるものについては届け出の対象としていただきたいと。それを右にいきました市街地におきましては、高さが13メートルまたは床面積の合計が500平米を超えるものが届け出対象となるというものであります。

このように、それぞれの行為の種類によりまして建築物、工作物、開発等のそれぞれの種類によりまして、それぞれの区域ごとに、この基準に基づいて届け出を出していただきたいということになります。

それでは、この届け出を受けた後、どのような基準に基づいて設定するかということであり  
ます。

これは、5ページの下欄のほうに、景観形成地域別の基本的な考え方というふうな形で  
明示させていただいておりますが、1つ、森林景観形成地域では、建築物や工作物、開発や  
地域改変などの行為は抑制に努め、やむを得ず行う場合は、計画に定める基準に基づくもの  
とし、その具体的な基準は別に定めるとしております。

お手数ですが、この項目につきましては、素案の厚いほう、62ページをおら引き願いた  
いと思います。

この62ページが、森林景観形成地域におけます、それぞれの届け出行為に基づく景観形  
成基準を載せているものであります。

先ほど説明いたしましたように、森林の景観形成地域では、建築物等は10平米を超える  
ものは全て届け出をしていただきたいと。では、10平米以上のものを届け出た場合に、そ  
の建築物をどういうふうな景観形成の中で判断するのかというのが、こちらの62ページ  
の表になります。

この建築物のところ、項目といたしまして、配置、規模、形態・外観、色彩等というこ  
とで、それぞれの項目ごとに基準を決めております。例えていいますと、配置のところ、一  
番上にありますように、「周囲から極力目立たないような位置に配置し、周辺の山々や眺望、  
森林景観などを阻害しないように努める」ということですので、いきなりそこに高いもの、  
色のきついものというふうなものを、そこは基準の中で守っていただきたいと。

今、言いましたように、その形態、色彩等につきましても、この表の中で色彩については  
マンセル表とありますが、こちらの表で、その彩度というものを明示したりしております。

この届出対象行為等景観形成基準につきましては、先ほど言いましたように、それぞれの  
4つの地域ごとに区分をしておりますので、この項目につきましても、この素案の原本、厚  
いほうでは61ページから72ページまで、それぞれ細かく明示をして定めております。

それでは、お手数ですが、抜粋版のほうに戻っていただきまして、6ページをお開き願  
います。

第4章になります。良好な景観資源等の質的向上に向けてであります。

景観法の中では、景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等と、その周辺の建築物  
等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするために、景観法の中で景観重要  
公共施設、景観重要構造物・景観重要樹木等として、その景観計画の中にその整備に関する

事項や許可の基準等を定めることができるとされています。

この景観法の中で定められる4つの事項が、そちらの6ページの表の景観法で定めるものの横に4つ大きな項目としてございます。

景観重要公共施設、景観重要構造物・景観重要樹木、屋外広告物等、農の景観、これにつきましては、景観法の中でこういうことを定めることによって、一定の整備の事項とか許可の基準を定めることができるとされています。

この景観法とは別に、甲斐市独自でこの景観計画の中で取り上げて事項を定めたいというものが、次の2点であります。

文化的な景観と山々から見える眺望景観という事項を定めまして、その取り組みの方向などを今回の景観計画に示しております。

最終章の第5章であります。景観まちづくりの推進に向けてであります。良好な景観を形成していくためには、市民や行政を初め、建築、開発を行う事業者、また、観光客など、市への来訪者を含めた一人一人が甲斐市の景観の価値を再認識するとともに、本計画に掲げた基本理念や目標を共有した上で、お互いの役割を認識して、できることから着実に進めていくということが求められると思います。

本章では、この推進に向けた施策を体系的にまとめるとともに、それぞれの市民、事業者、来訪者、行政などの役割を明確化した推進体制を定めております。

抜粋版の最後、7ページをお開き願います。

それでは、この景観まちづくりを具体的に進めるに当たっては、具体的に、かつ効果的に進めるに当たっては、この重要なところから、まず先に先導的に景観形成を推進して、その成果が実際に目に見えるようにしていくことが重要だと考えます。本市の中でも特に先導的かつ重点的にこの景観形成を推進していく区域というのを、先ほどの4つの地域の中とは別に重点ゾーンということで、7ページの図の右の上、ちょっと小さくて申しわけありませんが、①のところ、その図の中の右の一番上になりますが、①長瀬橋周辺ゾーンから一番下の⑩アルプス通り周辺ゾーンまでの11カ所を景観形成推進ゾーンと位置づけまして、これらを重点的に取り組んでいくということとしております。

また、真ん中の(2)になりますが、先ほど来から説明しております市民懇談会から提案されました市民プランの中で、今後の景観まちづくりを牽引していくために、市民が主体となって取り組む、具体的なプロジェクトとして3つの市民プロジェクトが提案されております。

こうした市民提案をもとに、それぞれ実現に向けた支援の取り組みなども予算的とか人的な応援というふうになるかと思いますが、これらのことについても進めるということにしております。

この提案プロジェクトの1から3までの具体的な内容につきましては、素案の原本の94から96のほうに記載してあります。

以上、駆け足で素案の概要について説明させていただきましたが、冒頭の課長の説明にもありましたとおり、この素案の策定に当たっては、市民アンケートの調査結果、また、懇談会からの提案を踏まえた2年間にわたる策定委員会での検討を得て取りまとめたものであります。

現在この素案はパブリックコメントを実施しておりますして、市民からの意見を募集しているところでもありますので、今回のパブリックコメントの募集期間と同様の6月20日、2週間後になりますが、これまでに議員の皆様からも、別添で1枚の用紙を用意させていただきましたが、こちらのほうにご意見、ご指摘等をいただきまして、この素案から原案を作成するように進めたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

清水委員。

○委員（清水正二君） すみません。今パブリックコメント等をして、我々も20日までですか、それを通して、また、この景観計画のものを見直しを策定するという中ですが、大筋的にはこういうふうな形のものの中で、中身の中のあれですか、ものをそういったパブリックコメントなり何なり出たものに対して変えていくというふうな形のものなんですか、考え方としては。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 今回のこの策定委員会、18名で構成しております、この中に公募の委員さん方6名が入っております。先ほど課長や私のほうから説明させていただきました市民アンケートの結果等も、こちらには反映させていただいているということで、これからいただく意見の中で、それらの意見について検討がなされていないようなものがあれば、こちらの事務局のほうで、その検討内容をこちらの素案のほうに盛り込むというふうな形で再度提示をしたいと思いますが、いただく意見が今までの検討の中で出た意見で

あれば、この素案の大筋と変わることはないかと考えます。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 例えば近年、八ヶ岳のほうにいるオオムラサキ、敷島のあの辺でもって、話によれば、その北麓よりも非常に繁殖というか、オオムラサキの量が多いというふうな話を聞いてはいますけれども、そういった中、実態調査はまだやっていないんですけれども、そういったものも、例えば生態系の中でそういったものも景観の中に、そういったものを、もし、今ここに入ってないんですけれども、そういったものも意見として含まれたら、そういうものも取り込むような形にはなるわけ、取り込むというか検討の中に入るわけですか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 今の清水委員からのご意見のとおり、そういう景観と環境、どちらのサイドからというふうな問題もあるかと思いますが、この景観の中でその環境を保全する、景観も保全するというふうな意味合いで、そういう生態系のことについても盛り込めるようなところ、棚田の保存とかということとはちょっとニュアンスは違うかと思いますが、生態系イコール自然環境というふうなことにもなると思いますので、適合するような場所が、場所というか項目があれば、そういう検討もしてもいいかと思っています。

○委員長（赤澤 厚君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今、ご説明を聞いて、景観計画、いろいろなことの中で、これも大事だと思いますけれども、今の甲斐市も含めて、その地域に人が住んでいただくと、あるいは来ていただくと、来ていただくという中でいろいろなことを見ると、例えば参考にですよ、厚いほうの61ページの開発行為、中段、工作物の下にございます、あるいは、工作物ですね。塀、柵、その類の高さ1.5メートルを超えるものと、例えば1.5という普通の人みんな超えますよね。こういうのも全部届け出をしなければだめということですか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 今回、この垣、柵、塀のところですが、1.5メートルを超えるものについては出していただきたいと。当然ちょっと場所をすぐに指摘できなくて

申しわけないですが、生垣等であれば当然問題はないわけですが、これがブロック塀とかというふうになりますと、周囲の景観にそぐわないようなものがあるので、1.5メートルを超えるものについては出していただく。ただ、出していただいて、それがその基準に満たさなければ、こちらのほうからそれは指導、勧告をするわけですが、1.5メートルを超えたものを出してもらっても、それがこの形成基準に満たしていれば、当然それはいいということで、これを超えるものについて出していただきたいと。ですから、これを超えるものがだめということではなくて、この1.5メートルを超えるものは、この手続として出していただく。ただ、それがどんなものができるか。仮に3メートルの鉄板の塀ができては、ちょっと周囲の景観上よろしくないのではないかというふうな、そういうことをこの別の景観形成基準のほうで定めておりますので、ですので、1.5メートルを超えるものがだめということではなくて、これを超えるものは出していただきたいと、この景観形成基準にのっとっているかどうかを一度判断させていただきたいというものであります。

○委員長（赤澤 厚君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 想像で、鉄板とかということだけれども、基本的には1.5メートルは当たり前じゃないですか、こういうのは。そんなものまで届け出しろなんていうことは、やはりこれは何かちょっとうまくないと思いますけれども、その辺ぜひ検討してください。こういう形でやれば、行政が普通の方に向けて押しつけになるんですね。だけれども、これはやはり1.5メートルという、常識で言って皆さん方、私も含めて1メートル50はございます。当然、皆のぞけるわけじゃないですか。だから、これを超えるのが当然だと思いますよ。それ当然の人はみんな出せと、これは書類の審査も時間がかかるし、また、出せと言われたほうも素直な気持ちで、やはり甲斐市に住んでいた、あるいはいろいろなものを人口をふやすために施策として、なるべく書類が複雑にならんようお願いしたいと、これは要望で結構です。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 今、要望をいただいたところでございますけれども、今1.5メートルという数字が出ておりましたけれども、これは森林形成地域でございまして、山のほうの先ほど係長のほうから説明いたしましたけれども、そちらの山のほうはそういう森林景観形成地域というふうな形になります。あとの北部山間、田園居住、市街地につきましては2メートルというふうな数字で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（赤澤 厚君） ほかに質疑ございませんか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この素案の概要版の7ページの先ほど、11のゾーンという、「景観形成推進ゾーン」という表現の仕方があるんですけども、このゾーンというのは、結局アバウトな部分もあるね、この辺だというところの線引きというか、その辺のところの概念というか、その辺はどうなっているんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） この景観形成推進ゾーン、先ほど私のほうで11カ所ということで説明させていただきましたが、この地域をどのようにしていくか、当然この周辺の方々に協力を得て進めていくわけですが、どこまでをどのようにしていくかというのは、この計画の中で今後、この図ちょっと小さくて申しわけないんですが、景観の素案のほうでは89ページにやはり同じように明示しております。

今、内藤議員の言われるように、じゃ、どこからどこまでだということなんですが、これは実際に景観計画を成案するときには、この周辺までということで、地形上でいう水路、道路等で区切っていくというふうなことになるかと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 結局、今これからどういうふうにするかという、そのゾーンのあり方ですね。ここまでは、要するに、早く言えば規制がかかるとかという、そういう先ほど言った塀の高さとか色彩とか、そういうもの全部かかわってくる問題で、その辺のところは、じゃ、ここまではそれはいいけれども、ここからはだめだよとかと、そういうことが発生してくる可能性があるわけですね。ゾーンという、この辺までと、じゃ、ここから離れたらどうなるのという、そういうこともあるので、その辺のところも今後ある程度明確にしておかないと、いろいろな面で問題が出てくるのかということが懸念するわけですけども、その辺はどうですか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 今のご指摘のゾーンとか区域の選定であります。こちらの計画の中で、こういう区域に、4つの区域に分けていきたいというふうなことを、先ほど私のほうでも説明しました。この後、この計画に基づきました条例を制定するわけですが、これは用途と同じように区域図を設けて、この今のところ2,500分の1の予定でありますが、2,500分の1の中に、ここまでの森林景観形成地域、ここが田園居住地域というふうな明示をしていきたいと思っております。基本的には、市街化区域、市街化調整区域、あ



と用途のあるなしみたいところで区切っていくことになるかと思われま

○委員長（赤澤 厚君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） すみません。棚田里山の保全・活用という部分で、私ちょっと気になるんですけども、甲斐市のシンボリックな景観、次代に継承していく、守り・生かすことを通じて、山間集落が元気になるという目的を掲げているわけですけども、ちょっと私いろいろ聞いてみましたところ、いわゆる棚田を守っていくのに、いわゆる採算が合わないという農家の方が、守っていきたいけれども、とても大変だというような話を伺っているんですけども、景観保全というか、景観を保全していいものを残すということと、その農業によって生計を立てている方々のずれみたいなものに、行政は今後どのような対応を考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） ただいまの齊藤議員からのご質問、素案の厚いほうになります、77ページをごらんになっていただきたいかと思

これは4章の一部になるわけですが、4章の中で、景観法の中で定められる事項の中に、農に関する事項がございます。この中で甲斐市の場合は、まさにこの棚田が該当するということになります。

77ページの基本的な考え方のところになります、最後の段になりますけれども、「良好な農の景観を維持保全し、地域農業の活性化を図るため、本計画で示した各種取り組みを推進するとともに、景観農業振興地域整備計画についても検討していきます」というふうにあります。この景観農業振興地域整備計画、景観だけを取りますと農振計画なんです、この農振の整備計画、景観に特化した農振の整備計画ということで、こういうものを取り組むことによって補助率の違う、そういうふうな制度とかも現在ありますので、こういうふうな取り組みをすることによって有利な保全の取り組みができるということになっております。

○委員長（赤澤 厚君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 私さっき95ページで見て言ったんですけども、次の96ページの100年景観学校云々という計画のことですが、私もこれは子供たちにこういう教育をしていって、景観も守る、あるいは森林整備も重要だというようなことを教育する必要がある、教育というか教育するというよりは、そういう機会を与えるような方向性を私たち行政ももっていかないとかなんかというふうに思うんですけども、こういうこともこの計画の中には含まれるということになりますか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） ただいまの齊藤議員の96ですか、景観学校のところになります、これ抜粋版のほうで、私のほうで7ページのところで説明させていただきました、市民プロジェクト、市民提案が、市民プランの中にあります提案事項になります。ですので、33名の懇談会の中からそういう市民プランということでしたので、こちらのほうの取り組みを、まず、これらを優先して取り組んでいきたいというふうに計画に位置づけるとともに、当然条例とかその後の規則等にも、その取り組み事項を盛り込むかとか考えます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか議員の質疑はありませんか。  
有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 先ほど説明を、概要版で2ページですかね、景観まちづくりの方針というところで、「風土とか歴史を尊び、交流と協働で育む」みたいなことが書いてありますよね。いつも思うんですが、こういう計画を立てる場合、この100ページぐらいの応用版、この説明書みたいなものがありますよね。こういうものを市民に周知させるために、どんなようなことを考えられております。これなかなかこれを読破するというの大変だと思うんだよね。そういうような、この景観計画ばかりじゃなくて、いろいろな計画がありますよね、今までも。だから、こういうものをどんなふうに市民の皆さんに周知させるのか。そのさせるためにはどんなようなことを考えておられるのか、ちょっとご見解をお願いします。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） これも繰り返しになりますが、冒頭の課長の説明にもありましたとおり、この後、都市計画審議会、県等の協議を経まして、成案としていきたいということですが、この条例と計画はあわせて制定、それぞれ施行になるということで進めておりますけれども、当然計画、条例が出たその日からということには当然できませんので、広報等で周知するとともに、今の予定ですと、これは今、抜粋版というふうに明示してありますけれども、概要版というふうな形で8ページ程度のものについて、それぞれ開発等の窓口で配布できる、支所等でも配布できるというふうなことで、できれば半年ぐらいの周知期間、広報、ホームページ、その概要版等で周知を図っていきたくて考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） そういうことも一つの手段でしょうけれども、提案なんだけれども、これ風土とか歴史をこういうふうに甲斐市の、よそから来た方も大変今いらっしゃいますよ

ね、この甲斐市にはね。そういう人たちにわかりやすくするには、例えばですが、専門家の先生を呼んで、何かこういう説明と言ったら、歴史とか、そういうものを皆さんにわかりやすく、そういうものじゃ、わかりやすく説明できると思うんですよ。こういう書いたものだと、なかなかやはり広くやるという場合には難しいような気がするんですよ。その辺を、また考えておいてください。

○委員長（赤澤 厚君） 要望でいいですか。

○議員（有泉庸一郎君） はい。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） 質疑がございませんので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市景観計画の素案概要についてを終了いたします。

次に、都市計画課から、その他の報告がありますので、説明を受けたいと思います。

飯室都市計画課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） どうもお疲れさまでございます。

報告を1点させていただきます。

6月議会で補正予算のお願いを考えております。開発1号線の道路整備の関係でございますが、先月末に全線完成をいたしまして、山梨県警の交通規制課の道路の標識の関係の検査を最後受けたわけでございますけれども、交通規制課のほうから、歩道と車道を区切っている部分があるわけですが、そこにゼブラ帯になっている部分がございます。そこに不必要な駐車がされないようにということで、ポールを設置しなさいというふうな交通規制課からの指示がございました。

またあと、民地との調整をする、間口との調整の工事、あるいは植栽帯がございますので、その植栽へ植栽の関係の工事費を補正をお願いをする予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

定例会の案件でございますので、質疑は省略します。

次に、委員より都市計画課の係に特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、以上で都市計画課、その他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時40分

○委員長（赤澤 厚君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、建設課の自己紹介をお願いいたします。

建設課長から順次お願いいたします。

○建設課長（岩下和也君） ご苦労さまです。4月から建設課長になりました岩下です。よろしくをお願いいたします。

○建設総務係長（新海順一君） 建設総務係の新海と申します。よろしくをお願いいたします。

○建設管理係長（飯沼源治君） 建設管理係の飯沼と申します。よろしくお願ひします。

○建設土木係長（小林信生君） 建設土木係係長、小林信生です。よろしくお願ひします。

○建築開発指導係長（名取晶子君） 建築開発指導係の名取と申します。よろしくお願ひします。

○委員長（赤澤 厚君） 続いて、建設課の担当業務について説明を受けたいと思います。  
岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） それでは、建設課の主な業務についてご説明をいたします。

職員配置と主な担当業務の冊子、33ページをお願いいたします。

建設課の職員体制は、建設総務係、建設管理係、建設土木係、建築開発指導係の4係です。

職員数につきましては23人の体制で業務を行っております。

各係の主な業務につきまして説明をいたします。

初めに、建設総務係ですが、職員は2名、臨時職員2名の4人体制で業務を行っております。

主な業務の内容につきましては、市道及び河川台帳の管理業務、導水路の未登記処理の事務、地籍調査事業、今年度は千田地区0.16キロ平米を予定しております。その他、導水路の境界査定などを行っております。

次に、建設管理係ですが、職員は4人、臨時職員4人の計8名の体制で業務を行っております。

主な業務につきましては、道路、河川及び橋梁の維持管理業務、道路、水路の占用、市営住宅の企画管理、竜王駅南北自由通路、駅前広場の維持管理業務、道路認定業務などを行っております。今年度は昨年に引き続き冷間団地3号棟の建築を行い、来年4月からの入居を予定しております。

次に、建設土木係ですが、職員は4人体制で業務を行っております。

主な業務の内容につきましては、生活道路等の新設、修繕工事を初めといたしまして、道路、橋梁、水路の維持、補修の設計及び施工業務を行っております。今年度も自治会からの要望のありました道路新設、舗装、河川改修工事などを進めてまいりたいと考えております。

最後に、建築開発指導係でございますが、職員は5人、臨時職員1人の6人の体制で業務を行っております。

主な業務の内容につきましては、都市計画法に係る開発行為等の許可、開発指導要綱の規制事務、野外広告物の設置許可業務、木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進業務などを行っております。

以上、建設課の主な業務につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（赤澤 厚君） ありがとうございます。

次に、引き続き、内容に入ります。

内容の2番、甲斐市橋の長寿命化修繕計画の概要について説明をお願いいたします。

岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） それでは、甲斐市橋の長寿命化修繕計画の概要についての説明をさせていただきます。

お手元に甲斐市橋梁長寿命化修繕計画をお配りしてあります。

橋梁の長寿命化につきましては、平成19年度、国土交通省からの道路橋に関する基礎データ収集要領をもとに、甲斐市では平成22年、平成23年度、橋梁の状況調査、平成24年度、甲斐市橋梁長寿命化基本計画を策定し、その結果をもとに平成25年度、昨年度になりますが、山梨大学、杉山教授、山梨県の県関係者、市町村の職員により、お配りした修繕計画を作成したところであります。

この修繕計画では、中央自動車道及びJR中央駅にかかる跨道橋はもとより、優先度の高い道路や交通量等を考慮した中で、損傷の多い橋梁から修繕する計画を立てております。

その概要については、説明を常任委員会資料1ページをもとに説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

まず、1の長寿命化修繕計画策定の背景と目的ですが、甲斐市が管理している橋は210橋あります。このうち、2メートル未満の橋とか構造がボックスカルバートでできているものを除くと161橋が、この対象になっています。このうち今現在において、建設後50年が経過しているものが4橋、2%であります。10年後に建設後50年が経過する橋が51橋、32%、そして、20年後には134橋が50年以上経過することになります。83%になります。建設後50年以上を経過する橋が5分の4以上になってしまいますので、一般的に橋の耐用年数は50年から60年であることから、このまま何も手だてをせず、傷みがひどくなってから修繕工事をこれまでのような対処療法的な維持管理を続けた場合は、修繕やかけかえの費用など、工事費が急激に増加することが予想されます。

このような背景から、更新、補修費等の拡大、限られた予算の中での効果的な予算執行に基づく合理的な維持管理が必要になり、市では従来の対処療法型から損傷が軽微なうちに修繕工事を行う予防保全型へと管理方法を変えて、コストの削減を図り、橋の健全性の低下を防止し、寿命を延ばすことで安全性・信頼性を確保した道路サービスを恒久的に提供することを目的に、この計画を策定しております。

次に、2、橋の維持管理に関する今後の基本的な方針についてであります。1)、2)にありますように、今後も引き続き、市職員による簡易な点検と専門家による詳細点検を定期的実施し、あわせて日ごろのメンテナンスを繰り返し実施することにより、長期的な健全の確保に努めてまいりたいと考えております。

資料右側上のページになります。

3) 費用の縮減については、①の予防保全型シナリオと②の対処療法型シナリオで100年間ライフサイクルコストを計算し、比較検討した結果、予防保全型シナリオのほうが損傷の程度、分析の事業費等でよい結果が出るということになっております。

4) 橋の耐震補強につきましては、優先度の高い道路や鉄道をまたぐ橋、迂回路のない橋、長さが15メートル以上ある橋の現行基準の耐震性能を満たしていない橋については、耐震補強を実施することで考えております。

3、長寿命化修繕計画による効果ですが、今後100年間の事業費を比較しており、従来の対処療法型で管理を行った場合、約274億円の費用が必要に対し、長寿命化修繕計画を実施しながら予防保全型で管理した場合、約99億円の事業費となっております。よって、約175億円のコスト削減が見込まれるという結果になっております。

以上、申し上げたとおり、これらの結果をもとに、市では本計画の策定により、市が管理する橋梁について、修繕計画冊子、23ページ、この冊子の23ページになりますが、23ページから25ページにあります、初期対策シナリオ概要（案）に基づき、橋梁の維持管理を努めてまいりたいと考えております。

以上であります、橋梁の長寿命化修繕計画の概要を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

清水委員。

○委員（清水正二君） すみません。1点教えていただけますか。予防型ということでコストが削減されるということなんですけれども、橋の寿命が50年から60年という形の中で、これは多分コンクリートのあれかと思うんですけれども、100年というサイクルでいくと、今ここで、それ当然、コストが当然かからないことは、これは当然いいことなんですけれども、100年という形の中でいくのに、その補修、補修でいった場合に、コンクリートが50年、60年しかいかない。その補修のものというのは、100年延ばすための補修というのは、どういうふうな方式というか、ものでもって、その補修の方式というのは考えておられるんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 先ほど説明の中に、この冊子の23ページ、24ページ、25ページの話をしていただいたんですが、例えばこの23ページを見ていただいて、ここに出てくる、まず「維持工事」という言葉があります。これが例えば、優先順位34番S-0002という橋梁があります。例えば、そこを例にとりますと、これの平成26年度、2014年度の工事のところは維持工事というふうになっています。これ維持工事という、工事という言い方をしているんですが、通常の点検、そして、それをずっといくと、今度は平成34年に詳細点検というのが出ています。これがプロによる点検、そういうふうなサイクルで橋の点検をしまして、やがては平成40年になりますか、耐震設計をしようというふうなサイクル、これが基本の形になります。その中で修繕等、簡単な修繕等があれば、それをしながら50年、100年もたせようという、そういう計画になっております。

ちょっと答えになっていないですかね。コンクリートなんかというのは、やはり50年、60年やはりそういう耐用年数だと思うんで、そういうものも劣化等、剥離等出た場合は、そういうところを補修しながら、もたせよう、そういう計画でこの計画を立てさせていた

だいております。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 近い部分もあるんですが、ちょっと要するに、コンクリートは50年、60年ですよね。100年という形の中でそれを考えていくのに、仮に今、30年経過している。コンクリート自体は補修したときに、前のものは30年経過して、それを補修することによって50年かもしれないけれども、その剥離したところをやったところで、それがその今やった時点からいくと、そのもとのコンクリートというのは100年もたないですよ。そういった方法というのは、何かそういう100年もたせる。要するに、補修をかけた時点から100年なのか、最初からやっつての100年なのか、その方法というのはどういう方法なんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 小林係長。

○建設土木係長（小林信生君） ご苦労さんです。

コンクリートの寿命ということで、通常50年、60年というのが今までの定説というんですか、あります。コンクリートというものは打設してから、コンクリートが発見というか発明されてから、もう100年以上たつんですが、現在もその供試体、そのときの試しにつくったコンクリートについては、強度がずっと延びているようです。養生さえちゃんとすれば強度が延びる。コンクリートがどうしてもたないかというのは、風化とか紫外線とか、そういうものにさらされて表面から劣化が始まるということになっています。その表面の劣化とか風化を抑えるような療法的な工法、簡単にいいますと、大震災で高速道路の橋がひびが入ったような、FRPのものでくるんで、カーボンとかそれできると、その表面を酸化させない、またそれで強度をもたせるというような形をとりますと、コンクリート自体の寿命も延びるという形になります。そういう療法を加えていって、今まで50年、何もしなきゃ50年しかもたないよというものを、それを寿命を100年に延ばすと。そうすると、1回かけかえる分の費用が、維持管理の費用は出ますけれども、そういうもので費用が安くなると。

また、別の橋梁とかもいろいろありますが、東京タワーなんか、もう50年たっている。日ごろのメンテやっているので今も健在で十分にやっているというような形で、ああいう形のメンテをやっていけば、寿命がどんどん、今まで言われた何もしなければ50年というのを、それを手当てをすることによって延ばしていくというような形を考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 私の認識の中であれば、コンクリートというのは、先ほど50年、60年はもっと延びていくと言ったけれども、50年、60年たっていくと劣化していくんですよ。



その中に例えば鉄筋だとか、いろいろなものが風化だとかあれば、もっと早く劣化していくわけですね。そういう中で、だから、そういうものをコンクリートじゃなくて、いわゆる鉄骨でもって補給して、そういうふうな長寿命計画という形であれば、それはわかるけれども、コンクリートのものをコンクリートが剥離しているから、それを補修していくということになると、もとのものがあればもっと、劣化自体はもっと進んでいくと思うんですよ。だから、100年と言われると、果たして、じゃ、100年それがもつのかなということで私、疑問に思っているんだけど。

○委員長（赤澤 厚君） 小林係長。

○建設土木係長（小林信生君） 委員さん言うとおりに、そのもの自体で全部もたせるということとは不可能だと思います。委員さん言われたように、ある程度の補強をさせる、そういう補助工法的なものを併用しながら、また、その風化をなるべく進まないような形の療法的な工法とか、そういうのを併用して寿命を延ばしていくという形、ただ、コンクリートをそのまま塗り直して、じゃ、コンクリートの中、大丈夫だからということとはなかなか難しいと思いますが、いろいろな工法があると思いますが、それは橋梁を1つずつ診断をして、どういう対処がいいとか、そういうものを考えながらやっていきたいと思っております。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 100年ということですので、そういう形の中でコストという部分を考えて、そういう形でぜひお願いします。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） ここに今たくさん橋がありまして、25ページかな、中央道の跨道橋ということで27橋ありますが、これは中央道をつくったときに道路公団が一斉に建設をして、市道のほうに移管されたということになっておりますが、当然市道ということで市のほうで今度管理をしたり、補修もしなければならんと、ですけれども、非常にこういう場所ですから、多大な、膨大な修繕費とかがかかるということで、ここにこういう道路公団でかかっている中央道とか、ほかの高速道路もありますが、そうしたところの市町村長たちがまとまって、道路公団も応分の負担をしろというようなことで交渉をしているというようなお話を聞いておりますが、そんなような状況はどうなっているのでしょうか。今現在の状況をお聞きしたいと思っております。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 昨年の12月ですけれども、山梨県市町村道路ストック安心・安全連絡協議会というものが設立されました。3月になりますけれども、担当の部会というのがありまして、その中で跨道橋とか跨線橋、そういったものについての話し合いが行われました。ことしになりますけれども、国のほうからまた、方針の見直しがありまして、5月28日に山梨県市町村道路ストック安全・安心連絡協議会から、山梨県道路メンテナンス会議という会議に移行されました。この会議に移行された中で、今までのメンバーが県と市町村でしたけれども、メンテナンス会議のほうでは、今度、NEXCO中日本のほうも会議に入って、跨道橋なんかの今後の修繕計画ですか、そういうことを話し合っていく、そういった形になっております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） まだ話し合いがやっとなんかそういう組織というんですかね、できた段階というような形になると思いますけれども、まだ、じゃ、見通しというんですかね、どのくらい公団、今は中日本ですか、のほうで負担をするとか、そういうようなことは全然わかっていないという状況でしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 補助金につきましては、社会資本の総合整備交付金という交付金を使って修繕をこのたび行っていきたいと考えております。一応交付金の内訳が55%の補助という形になっております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） それは国庫補助とか、そういう形でなるとは思いますが、その市町村長たちが最初つくって交渉していくというのは、中日本のね、旧道路公団が、いわゆるつくって、そのための跨線、跨道橋ですから、やはり応分な負担ということが当然じゃないかということで、そういう組織を立ち上げて交渉に当たろうということですから、当然それは全部市町村に任せて、あるいは国が補助するからいいというものじゃなくて、下は高速道路が通っているわけですから、安全にやはり通行するというのも、中日本としても当然大事なことです。応分な負担は当然だと思いますが、そちらのほうの見通しというのは全然今のところはないということですか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 今のところ、そういった見通しはありません。今、協議の段階ですので、ありません。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 当然、何か事故が起きては困るわけですから、たとえなくても、これは修繕とか、落下などということがあってはなりませんので、それなりのことはしていかなきゃならないと思いますけれども、やはりこれは先ほど言ったように粘り強く応分な負担というものは求めていっていただいて、当然本市だけとか山梨県だけじゃありませんので、全国的なことでしょうから、国も巻き込んで、なるだけ地元の負担が軽くなるような形で、建設産業部だけの問題じゃありませんけれども、ぜひそういう努力を引き続きしていただきたいと思います。要望で結構です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 優先順位ということについてお伺いしたいんですが、この指標の中の18、19ページに優先度評価指標の設定ということがあって、その次に表がついているわけなんですが、ちょっとわかりにくいんですけれども、ちょっと説明をいただきたいと思うんですね。この1から6の指標を、どういうふうに見て順番を決めているのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 今18ページに、優先度の評価指標の設定というのが書いてあります。

まず、優先度は、一番高い優先度は、交差条件ということで、高速道路、JRの上にオーバブリッジですね、それを優先度の1番に掲げました。

次に、自動車の交通量、やはり交通量が多い橋は、その分、用途が高いということですので、それは2番目に挙げました。

3番目に、損傷の程度ということで、損傷、橋の傷みぐあいを3番目に挙げました。

4番目に、橋の長さですね、橋の長い橋から先にやっ払いこうという形で4番目に、また

挙げました。

5番目に、迂回路、孤立集落がなくなるために迂回路のありなしを5番目に挙げて、最後に、健全性指数ということで、健全度を6番目という形で挙げました。

A3の横長の23ページ、25ページにありますけれども、考え方としましては、中央道の跨道橋と普通のそれ以外の橋、それを分けて考えまして、中央道の跨道橋につきましては、これからまた国のほうにいろいろな要望とかしていきますので、また、国のほうの考え方がある程度出てきますので、それと一応中央道の跨道橋につきましては、この計画とを分けて並行に進んでいくような形で今、計画をつくっております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） そうすると、中央道のほうは別に考えているということですね。

そして、聞きたいのは、6までの指標があるじゃないですか。それをどういうふうに組み合わせ優先順位を決めているんですか、これは。1の指標が1番という、それで決めているんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 20ページの優先順位表というA3の細長いのがありますけれども、こちらを見てもらいたいと思います。

そちらのほうに優先順位の1から161までなっております。今1から27までは鉄道と道路、JRと中央道になりますけれども、交差条件という形で、それが1番になっています。2番目に、自動車の交通量ということで、交通量の多い、例えば大境橋、双竜橋ですか、そういった橋は同じ跨道橋ですけれども、交通量が多いということで上のほうになっています。そんな形で、3番目の損傷のほうも、損傷の高い、傷みぐあいが高いほうから上にいつている、そんな形で順位を決めております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 関連といいますか、先ほど25ページで、中央道の跨道橋の件で、これを見ますと、昭和54年に建設されているというふうに思うわけですね。そうすると、三十四、五年ということで、逆に言うと、中央道をずっと見ますと、この甲斐市を通る、例えば大月までとか、その向こうのほうの跨道橋で改修なされているところがあるかと思いま

す。その辺は何年ぐらいで、どんなふうな形でやったのか、そんなことの情報はとっているわけですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） ちょっと県内の情報で詳しい情報はないんですけども、まだ県内ではその剥離防止ですか、そういったことをやったところはないと思っています。

○委員長（赤澤 厚君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 笹子トンネルも落盤があったわけですよ。そして、振り返ってみますと、大月までとか、あるいはその前は向こうまでですね。向こうの跨道橋が大分早かったんですね。この甲斐市を通ったときは、今この年数で昭和54年ということでございます。ここまで来るまで結構時間がたっているわけです。だから、その古い例えばそれから5年とか10年とか、そういう跨道橋があるわけですよ。そういうところの情報もいただいて、そして、例えば跨道橋が落ちた場合、大変な事故が起きると思うんですよ。だから、ぜひそういう情報をつかんで、それで行政に生かしていただきたいと思います。要望で結構です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか傍聴議員の質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） 質疑がございませんので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市橋の長寿命化修繕計画の概要については終了いたします。

次に、内容3番、甲斐市営住宅長寿命化計画の概要について担当より説明をお願いいたします。

岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） 次に、お配りした甲斐市営住宅長寿命化計画について、その概要を説明させていただきます。

常任委員会資料2ページをお願いいたします。

まず、1、この計画の背景ですが、市では平成20年に甲斐市住宅マスタープランを作成し、市営住宅等の計画を行っております。また、住宅セーフティネットとして重要な役割を果たしている市営住宅を、将来にわたって継続的に提供していくために、将来の人口減少を見据えた管理戸数の適正化を図りつつ、既存ストックを計画的に修繕や改修することにより、安全性や住居性を確保しながら長寿命化を図っていかねばならないと考えております。

2、計画の目的につきましては、国の住生活基本法の改正に伴い、今までの建設重視の施策から市場重視、ストック重視などを基本的な視点へと展開を図っており、市では、市営住

宅ストック適正マネジメントを行うべく、既存の市営住宅ストック状況の把握を実施、その役割やあり方を考慮した上で団地別・住棟別の活用方針を定めるとともに、長期的な視点をもって長寿命化のための維持管理を計画いたしました。

3、計画の位置づけにつきましては、平成21年度に策定された甲斐市住宅マスタープランの整合性を図りつつ、国や山梨県の住生活基本計画を考慮し、第1次甲斐市総合計画を上位計画としており、市における公営住宅ストックの改善・更新における基本計画と位置づけております。

4、計画の期間につきましては、平成26年度を初年度といたしまして、平成35年までの10年間といたします。計画の見直しにつきましては、社会情勢の変化や市営住宅の需要等の変化に対応するため、中間年である5年程度を目安に、必要に応じた見直しを予定しております。

5、今後の計画の対象住宅は、市営住宅（13住宅、256戸）を対象にしております。内訳につきましては、冊子資料の15ページに内訳がございますので、確認をお願いします。

6、市営住宅管理の基本目標については、低額所得世帯や民間市場では入居制限を受けやすい高齢者や障害者等の世帯の住宅を適切に供給し、市民が安心して暮らせることができる住宅セーフティネットを構築することを目標にしています。

資料の右上になります。

7、将来必要ストック数ですが、冊子42ページにありますとおり、目標年次の平成35年度の必要戸数は727戸になっております。市営住宅の現況管理戸数973戸から246戸の減となります。必要戸数を県営住宅と市営住宅の割合で換算しますと、平成35年には196戸の市営住宅が必要になり、今現在、管理している256戸から60戸は少なくともよいこととなります。

8、住宅の活用方法につきましては、将来の必要戸数を勘案し、冊子55ページ、10年間の市営団地の取り組み方針として、表4-27、計画期間の取り組み内容にありますように進めたいと考えております。

詳細を話をさせていただきますと、まず、建てかえを継続するのが冷間住宅、南団地です。建てかえを検討するのが金の宮住宅、用途廃止、敷地の有効活用を検討するのが三島ノ木住宅、御岳田住宅など、7つの木造住宅、長寿命型の修繕を行っていくのが川辺町団地と田畑町団地、修繕対策を行っていくのが田中団地と泉尻団地、以上のように、この団地につきましては5年計画を目安として取り組んでいく予定でございます。

以上、甲斐市営住宅長寿命化の計画の概要について説明をさせていただきました。よろし

くお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 住宅のことですけれども、今、構想の例えば川辺町、泉尻、田畑団地などは維持管理等でよいということなんですけれども、平家のここにありますように、例えば用途廃止などが6つぐらいあるんですけれども、その跡地についてとか、そういうのはどういうふうに対応を考えていますか。用途を廃止した場合ということですよ。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 敷地の有効利用ということを検討するということになっていて、今のところ具体的な案は出ておりません。

○委員（藤原正夫君） 出てない。わかりました。

○委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） それと、それに関連しまして、寺前住宅、金の宮住宅、一里塚と大変、昭和30前半ぐらいに建った、もう大変古い住宅があります。これには建てかえということが目標にありますけれども、これ木造住宅を建てかえという、どんなふうな建てかえをするんですか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） お手元の概要版、A3の概要版のほうに団地の名称があります。右端のほうは、前回のマスタープランの判定という形ですけれども、今回建てかえを検討するのは金の宮住宅だけになっています。あとの木造の平家の住宅につきましては、用途廃止というほうに考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 建てかえのあるんですけれども、これはどうなふうなものに建てかえをするのか、今わかる範囲で結構でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 金の宮住宅につきましては、今、計画の段階ですけれども、RCの構造の3階建て、18戸程度を2棟の建築を予定しております。計画しております。

○委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 初めの岩下課長の説明だと、60棟が減っても、今後のあれにはよろしいかなということがあるんですけども、例えば60戸減っても民間との貸し住宅の業者なんかさんとは何というか接触、接触というそういうことについてはどうでしょうか。もしお考えがあったら、お聞かせを願いとうございます。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） この冊子の42ページをお願いしたいと思います。

民間住宅との統合性なんですけど、先ほどの説明の中で、この表4-15の下の方、下から4番目にあるんですけど、今の甲斐市の必要住宅が973件、そして、平成35年、10年後には727件でいいですよというふうになっています。そして、この割合が、実を言いますと県営住宅が73%、そして、市営住宅が27%という、県営住宅と市営住宅で住宅のほうは必要戸数を計算しております。実際に民間の住宅というふうな意識はちょっと戸数の把握ができませんので、この数字には入っておりません。ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今の関連ですけども、住宅政策でいつも考えるんですけども、この今回は甲斐市市営住宅の長寿命化計画ですけども、結局抽せんで公営住宅に入れたという人たちは、建てかえから何から全部そのまま面倒見てもらうという形をとっていくわけですか。というのは、そのときにくじから外れた民間の人たちは、その恩恵もなく、やはり私たちから見ると平等性の点では、くじで当たっちゃったらしようがないんですけども、非常にうらやましいなという状況をずっと保っていくわけですよ。そのあたりで、また、この住宅を今度新しくしてもらったりとか修繕してもらったりという費用までというふうな形が現在の住宅政策の中で、本当に今、若い人たちが収入が少ない中で、例えば半分ぐらいを家賃に持っていつてもらってしまっているという状況があって、非常に不平等というか、私たち市民感覚としては、いつもそんなこと感じるんですけども、だからといって、その公営住宅を下げた方がいいというわけではないんですけども、民間との住宅の関連性を考えると、何でこれが10年来会議されていないなというふうに思うんですけども、そのあたりはどんなふうに考えて住宅政策を考えているのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 公営住宅の位置づけが、生活に困窮している低所得者のための住宅という形ですので、うちのほうで住宅に入る方は、ある程度収入が少ない方という形



で、収入が多い方は入選するも決まりから外れてしまいますので、住宅の募集をかけるときには、やはり収入とかそういうのを見ますので、低所得ということでそういうことをはっきり調査しておりますので、基本的には低所得者のための住宅という形で理解していただきたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 当初やはり都営住宅の制度ができたときには、そういう部分があったんです。ですけれども、やはり年代を経て、10年、15年たつうちに、そういうふうではなくなってきたわけですね、現状は。でも、やはりそういうケアというのは、もちろん大切なんです。でも、民間の人たちに比べると非常に落差が出てきているし、そのあたり、もうちょっとお金を貸してあげるときに、そういう部分を考えながらやってほしいなというふうに思うんですけれども、ずっと様子を見て、10年来見てきていて、非常に優遇されているというふうな話も聞くわけです。ですから、そのあたりを考慮して、これからも考えていってほしいというのは、要望でしかないです。

○委員長（赤澤 厚君） 要望でいいですか、では、要望です。よろしくお願いします。

そのほか質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） これをもちまして委員の質疑を終了します。

次に、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の質疑ありますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） この用途廃止の予定と日程を見ると、今、平成26年です。平成36年以降に用途廃止をする。要するに、あと10年はこのままというふうなわけですか。5年後に状況を見ながら判断なり先行きを考えるみたいなことは、さっき言っていましたけれども、この昭和32とか3年とかのが、あと10年ももたしておくという考え方なんですかね、基本的には。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 先ほども説明しましたとおり、平成26年度を初年度とし、10年計画にしてあります。そして、一応中間年である5年度を、まず目安として、もう一度現場は検証しようということですので、それまでにいろいろ手だてをしながら維持をし、それで5年の節目のときには、また、この取り組み状況については検討したいと考えておりますの

で、ご理解をお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 今、岩下課長がそういうふうに言われて、私はそれは期待するところなんですけれども、こういう長期スケジュールを立てると、36年以降まで手つけないでもいいやという形に結果的になり得る危険性があると思うんだけど、その辺は大丈夫ですか。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） こういう計画につきましては、議員さんのおっしゃることも懸念するわけですが、担当として注意しながら進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） これをもちまして傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市営住宅長寿命化計画の概要については終了いたします。

次に、内容4番、甲斐市住宅マスタープラン（改訂）の概要について説明をお願いいたします。

岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） それでは、最後になります。

お配りをしております甲斐市住宅マスタープランの改訂版の説明をさせていただきます。

常任委員会資料3ページになります。

先ほどの住宅長寿命化と重なる部分もございますが、よろしくをお願いいたします。

まず、計画の改定の背景と目的ですが、甲斐市では、平成21年3月に「豊かな自然環境と活力ある都市環境が調和する快適居住都市」を基本理念にマスタープランを作成しました。

住宅政策を推進してまいりましたが、その後、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、国の行った三位一体改革による補助金の削減等、厳しい財政状況の中、本市の住まいづくりを取り巻く環境は大きく変化をしてきました。

また、本計画の上位計画である第1次甲斐市総合計画後期基本計画が、平成22年度に制定されたこと、また、平成25年度に甲斐市営住宅長寿命化計画が策定、内容の整合性を図らなければならないこととなり、中間見直しを行ったところであります。

2、計画の期間につきましては、当初と変わらず、目標年度は平成30年としております。

3、計画の位置づけにつきましては、第1次甲斐市総合計画を上位計画とする住宅部門の基本計画であり、甲斐市都市計画マスタープランや甲斐市地域福祉計画等の関連計画、山梨

県住生活基本計画等とも連携を図っていくものです。

資料右上になります。

4、基本理念と基本目標につきましては、今回は中間年の見直しということですので、基本理念4本の柱の基本目標については変更はございません。ただし、資料の基本施策の赤字の部分、それと重点施策の赤字の部分については、甲斐市市営住宅長寿命化計画を踏まえて見直しを行っております。詳しくは冊子の51ページからの市営住宅ストック活用計画等で確認をしていただきたいと思います。このストック計画につきましては、先ほど説明をしましたので省かせていただきます。

以上、甲斐市住宅マスタープランの改訂の概要についての説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより委員より質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今、3ページの赤字に新たに追加された、この2番と4番にありますよね。高齢者や障害者の安定した住居の支援、この部分が新たにということなんだけれども、この辺の具体的な対応というか、その辺はどういうことをやるんですか。

改訂の概要の3ページの赤い部分ってあったじゃないですか。多様なニーズのという部分で……

○委員長（赤澤 厚君） わかる。

○議員（内藤久歳君） 赤く、特にこれをやるということですね、今までの計画に対して、これを追加するということだと思うんですけども、それに対して……

○委員長（赤澤 厚君） 答弁を求めます。

○議員（内藤久歳君） 今までと違った具体的な部分は。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 高齢者向けのということですけども、今、高齢者向けの優良賃貸住宅等がありますので、そういった住宅等を供給のほうに考えていくとか、そのよう

に考えております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） あと、4番の住宅困窮世帯への適切な公営住宅の供給という、これ重点ということになっているんですけども、この辺のところは先ほどのあれですよ、今まで用途廃止というような形の中で、そういうところはかなり家賃が安くて、そういった部分でも入っている人たちに対して、重点的にこのことをやっていくということだけども、この辺の整合性というか、その辺はどのように考えて、こういう「重点」という表現をしたんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 今、市営住宅に入っている方に収入超過者、ある程度、収入にいかない、いってれば入るかと思えますけれども、収入超過すると退去してもらうというような形になっております。そういった本当に真に住宅に困窮している方、そういうことを適正に市営住宅が供給できるように、そんなような形で入居者の管理をある程度検討していきたいと、こんなように考えています。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） これ住宅マスタープラン見ますと、大体その今、話があった、さっきの公営住宅とか、そういったことが中心で今も語られているんですが、実はやはり今、一番、私、皆さんもそう思っていると思うんですが、この32ページに課題の中に空き家の把握と有効活用の検討というのがあるんですよ。これすごい大事なことで、ここ確かに環境課とか、そういうところにどっちかというのを任せているのかなという感じが、今、話聞いていても全然空き家のことが話の中には出てこなかったんで思ったんですが、これは非常に重大な問題だと思うんですよ。公営住宅だけやっても、この空き家対策というのがきちっとやらないと、甲斐市全体としてはちょっと手落ちかなと思うんですが、その辺どう考えていらっしゃいますか。

○委員長（赤澤 厚君） ちょっと暫時休憩で、ちょっと待ってください。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時36分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開します。

岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 委員さん、申しわけないですね。ここに書いてある空き家の把握と有効活用の検討ということなんですけれども、ちょっと民間の住宅や何かの事情は私ちょっと勉強していないので申しわけないんですが、ただ、市営住宅におきましては、基本的にはあいている状態というのは少ないはずですよ。そして、実際にカンピラという建物ご存じだと思うんですが、昔の長屋型という、ああいうものにつきましては、先ほどから出ている建てかえ等の関係がございまして、あけるようにはした中で管理をしているんですよ。だから、こちらのほうとしての管理体制としては、もし、例えば田中団地等があいた場合には広報等で募集をかけ、それで抽せんをした結果、入居者が決まるような状態をとっていますので、あいていて困るような状態というのは感じてないような状況でございます。そういう答えでよろしいでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ちょっと私の聞いているのはそういうことではなくて、甲斐市で空き家がたくさんあると、それは確かに環境課の問題か何かになっているかもしれないけれども、そうじゃなくて、建設課のちゃんと課題として載っているんだから、連携をとっていただいて、横の連携もしっかり今後対応していただきたいということです。これをそのままにしておいてほしくないから、ちょっと建設部長にもお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 武川部長。

○建設産業部長（武川 訓君） ちょっと話が違うかもしれませんが、今こちらのほうで説明しているのは公営住宅の関係であって、その公営住宅とか民間の住宅のこの空き家率をというのは、若干ちょっとうちのほうで把握する、対応するあれじゃないとは感じておりますが、現在、企画部のほうで空き家バンクという何かをホームページでやっていますけれども、それらの関係で把握している部分があるとは思いますが、いずれにしても、うちのほうでもその辺を一度検討なり、調べてみたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと新人なんでわかりかねるんで、ちょっとご説明、この議題に合っているかどうかわかんないんですが、公営住宅で予算、収入がオーバーした場合に退去してもらうということだと思うんですが、それが年間どのくらいあって、実際どのくらいの猶予を持って退去していただけているのか、これはこの議題に合っているんでしょうか。

〔「いいんだよ、いいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議員（五味武彦君） ごめんなさい。さっき聞けばよかったのかな。すみません。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 住宅、ある所得の方しか入れないということで説明しましたが、けれども、ある所得以上になりますと収入超過者という形になります。収入超過者というのがあって、そのまた1つ上のランクがあります。ちょっと今、手元に資料がありませんけれども、その収入超過者で、またそれが何年か続くと、うちのほうで退去してくださいと、そういったことを指示をする形です。

○議員（五味武彦君） すみません。ありました。すみませんでした。後で読みます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） 質疑がないようですので、これをもちまして傍聴議員の質疑を終了します。

以上で甲斐市住宅マスタープラン（改訂）の概要について終了いたします。

次に、建設課からその他の報告がありますので説明を受けたいと思います。

岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） 建設課から2点お願いがございます。

まず、6月定例会において甲斐市南団地建築主体工事の契約についてお願いをすることになります。よろしくお願いいいたします。

そしてあと、そのほかに、補正をお願いする予定でございます。内容は本年2月に降った大雪に伴う雪害による市営金の宮及び天狗沢団地の改修に伴う工事と県道甲斐中央線と市道中八幡玉幡中学校線の交差点部分の道路拡幅工事に伴う委託料、工事請負費等の増額補正をお願いする予定でございます。よろしくお願いいいたします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

定例会の案件でございますので、質疑は省略します。

次に、委員より建設課関係で特にお話聞きたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、以上で建設課、その他の事項を終了いたします。

引き続き、次第第5番のその他に入ります。

初めに、私から各委員にお願いいたします。本年度は2年に一度の常任委員会の視察研修の年となります。10月または11月に予定をしたいと考えております。また、各種団体との意見交換会についても毎年開催しており、ことしも10月ごろ予定したいと考えます。後日の委員会で視察研修、意見交換会については協議をしたいと思っておりますので、各自検討をしていただき、提案をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議がありませんので、そのようをお願いいたします。

私からは以上でございます。

次に、委員よりその他について何かあったらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 委員からはその他はなしということで、打ち切ります。

事務局からその他がありましたらお願いいたします。

松井書記。

○書記（松井恵美君） 大変お疲れさまでございます。

事務局から2点ご報告させていただきます。

初めに、先ほど都市計画課より説明がありました、甲斐市景観計画（素案）に対する意見書につきましては、6月20日の金曜日までに私たち議会事務局の私、松井までご提出をお願いしたいと思います。

次に、秘書政策課より甲州弁ラジオ体操のCDを議員各位に配付をとの依頼がありました。メールボックスに配付の通知とCDを入れましたので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時42分